

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所 _____

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 県 第 号

(備考) 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

主任電気工事士の雇用証明書

年 月 日

山口県知事

様

申請者 住 所 _____
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名 _____
(TEL _____)

下記の者は、当方で 年 月 日より雇用していることを証明いたします。

記

氏 名

住 所

生年月日

主任電気工事士等実務経験証明書

- (1) 登録申請者本人
下記1の電気工事士は、 (2) 登録申請者の役員 であり
(3) 登録申請者の使用人

下記2のとおり電気工事に従事していることに相違ありません。

年 月 日

登録申請者 住 所 _____
氏名又は名称
法人にあつては
代表者の氏名 _____

山口県知事 様

記

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名		
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年	月 日 才
	現 住 所	〒	
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	年	月 日
	免 状 交 付 番 号	県 第	号
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴			
所 属 名		期 間	業 務 の 内 容
		年 月 日 ~ 年 月 日	

(記載注意)

- この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
- (1) 登録申請者本人 (2) 登録申請者の役員 (3) 登録申請者の使用人については、該当するものを○で囲むこと。
- 所属名は、○○営業所○○担当というごとく具体的に記入すること。
- 業務の内容は、○○用電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

年 月 日

証明者 住 所 _____

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名 _____

(第 号)

山口県知事 様

記

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名		
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日	才
	現 住 所	〒	
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	年 月 日	
	免 状 交 付 番 号	県 第	号
2 電気工事に従事した職歴			
所 属 名		期 間	業 務 の 内 容
		年 月 日 ~ 年 月 日	
3 証明者の事業内容			

(記載注意)

- 1 登録電気工事業者等は、登録等番号を記入すること。
- 2 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というごとく具体的に記入すること。
- 3 業務の内容は、〇〇用電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

電気工事士免状の写

	第	号
	第一種（第二種）電気工事士免状	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	知事	印

記 事	
住 所	

(免状の写しを貼付すること。)

備付器具調書

氏名又は名称

		品 名	製 造 年	製 造 番 号	台 数	製 造 業 者 名
一般用電気工作物等の電気工事	自家用電気工作物の電気工事	絶縁抵抗計				
		接地抵抗計				
		回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具				
		低圧検電器				
		高圧検電器				
		※ 継電気試験装置				
		※ 絶縁耐力試験装置				
		計				台

(備考) 1 電気工事の種類に応じて、法第 2 4 条及び規則第 1 1 条に定められた備付の必要な器具を記入すること。

2 ※印の器具について備え付けていない場合は、借入契約等により必要なときに使用しうる措置が講じてある旨を、次の () 内に記載すること。

措置内容…………… ()

